

サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ

1. 申請

- ・障害福祉サービスの利用を希望する方（以下「申請者」といいます。）は、市に対して障害福祉サービス・障害児通所支援の申請を行います。
- ・市は、申請者に「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を交付します。

2. 契約

- ・申請者は、特定相談支援事業者と利用契約を行います。
※障害児通所支援を利用の場合は、障害児相談支援事業者と契約します。

3. 計画案作成

- ・特定相談支援事業者（又は、障害児相談支援事業者）は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付します。
- ・申請者は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」と、併せて「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」を市に提出します。

4. 市による調査・認定（「3. 計画案作成」と並行して進めます。）

- ・市は、申請者に対し、障害程度区分認定調査（障害福祉サービスの利用の場合）、サービス利用の意向調査等を行います。
- ・介護給付のサービスを利用する場合、市は、障害程度区分認定審査会にはかり、障害程度区分の認定を行います。

5. 支給決定

- ・市は、計画案を参考に支給決定を行い、障害福祉サービスに関する支給決定通知書及び受給者証と、相談支援に関する支給決定通知書及び受給者証を、申請者に交付します。

6. 計画作成

- ・特定相談支援事業者（又は、障害児相談支援事業者）は、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成します。

7. サービス利用開始

- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、サービスの利用が始まります。

8. モニタリング

- ・特定相談支援事業者（又は、障害児相談支援事業者）は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。